

佐賀県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年二月二十二日から平成二十三年三月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区	間
県道 小城牛津線	小城市牛津町柿樋瀬字江二角 六〇八番一地先から 小城市牛津町勝字一本松一三 三三番一三地先まで	小城市牛津町柿樋瀬字江二角 六〇八番一地先から 小城市牛津町勝字一本松一三 三三番一三地先まで
	前	後
	九・〇	一・八
	一・三	一・二
	二〇四・五	二〇四・七
	メートル	メートル
	延長	延長
	メートル	メートル